

コミュニティ施設の状況

1 施設一覧

	コミセン名	開館年	所在地	施設の場所等	延面積 (㎡)	稼働率 (25年度)
中学校区 コミセン	錦城コミセン	昭和53年	錦城中内	独立2階建	729	34.6%
	朝霧コミセン	昭和48年	あかねが丘学園内	体育館1階部分	1040	45.1%
	朝霧北コミセン	昭和55年	朝霧中内	体育館1階部分	1120	28.1%
	大蔵コミセン	昭和47年	大蔵中内	体育館1階部分	1040	40.1%
	衣川コミセン	昭和59年	田町2丁目1-18	独立2階建	982	42.2%
	野々池コミセン	昭和54年	野々池中内	体育館1階部分	1163	43.5%
	望海コミセン	昭和48年	望海中内	体育館1階部分	1040	49.5%
	大久保コミセン	昭和47年	大久保町大久保町 244-3	独立2階建	733	36.8%
	大久保北コミセン	昭和63年	大久保北中内	体育館1階部分	1147	30.1%
	高丘コミセン	昭和50年	高丘中内	体育館1階部分	1170	40.7%
	高丘中央集会所	昭和51年	大久保町高丘3丁 目3	独立2階建(公園所有)	915	32.1%
	江井島コミセン	昭和55年	江井島中内	体育館1階部分	1170	33.9%
	魚住コミセン	昭和49年	魚住中内	独立2階建	696	28.7%
	魚住東コミセン	昭和58年	魚住東中内	体育館1階部分	1093	35.6%
	二見コミセン	昭和48年	二見中内	体育館1階部分	1260	25.8%
	西部文化会館	昭和54年	二見町西二見 597-2	独立3階建	1111	20.6%
小学校区 コミセン	明石小コミセン	昭和58年	明石小内	体育館1階、校舎内2階	166	60.8%
	松が丘小コミセン	平成14年	松が丘小内	校舎内2階	130	42.4%
	朝霧小コミセン	平成3年	朝霧小内	校舎内1階、独立2階建	345	31.7%
	人丸小コミセン	昭和62年	人丸小内	独立2階建の1階	206	44.7%
	中崎小コミセン	昭和57年	中崎小内	体育館1階	68	31.9%
	大観小コミセン	昭和60年	大観小内	体育館1階	95	42.9%
	王子小コミセン	昭和57年	王子小内	独立平屋、校舎内1階	115	37.0%
	林コミセン	昭和50年	林崎町1丁目 11-2	地元会館複合3階建	315	35.2%
			林小学校内	独立2階建	119	
	鳥羽小コミセン	平成15年	鳥羽小内	独立1階建	154	49.2%
	和坂小コミセン	昭和59年	和坂小内	体育館1階	136	57.5%
	沢池小コミセン	平成15年	沢池小内	独立2階建	266	37.6%
	藤江小コミセン	昭和61年	藤江195-1	独立2階建、独立1階建	1114	42.4%
	花園小コミセン	昭和59年	花園小内	プール階下	187	35.1%
	貴崎小コミセン	昭和58年	貴崎小内	校舎内1階	158	58.2%
	大久保小コミセン	昭和57年	大久保小内	校舎内1階	136	43.2%
	大久保南小コミセン	平成12年	大久保南小内	体育館1階	113	69.6%
	高丘東小コミセン	平成13年	高丘東小内	校舎内3階	133	32.7%
	高丘西小コミセン	平成14年	高丘西小内	校舎内1階	133	27.3%
	山手小コミセン	昭和54年	山手小内	独立2階建	237	30.8%
	谷八木小コミセン	昭和55年	谷八木小内	体育館1階部分	587	43.7%
	江井島小コミセン	平成8年	江井島小内	独立1階建、独立2階建	428	32.1%
	魚住小コミセン	平成16年	魚住小内	独立1階建、独立2階建	200	40.4%
	清水小コミセン	昭和60年	魚住町清水 1764-3	独立1階建、独立1階建	223	31.5%
	錦が丘小コミセン	昭和54年	錦が丘小内	体育館1階、校舎内2階	135	35.3%
	錦浦小コミセン	昭和55年	錦浦小内	体育館1階	131	59.7%
二見小コミセン	平成15年	二見町東二見 457-1	独立2階建	163	23.7%	
二見北小コミセン	昭和54年	二見北小内	独立平屋建	441	23.6%	
二見西小コミセン	平成15年	二見西小内	独立平屋建	60	47.6%	

2 コミセン設置への沿革

(1) コミュニティ・センター（略称 コミセン）の設置

明石市では、昭和46年7月から中学校が保有している体育館、運動場、プールなどの体育施設を『コミュニティ・スポーツセンター』と位置づけて、学校教育との連携の中で住民のスポーツ広場とした。

翌昭和47年に『コミュニティ・センター整備基本計画』を策定し、コミュニティ・スポーツセンターを単にスポーツ的機能を持つだけでなく、住民活動の拠点施設として広く文化活動や住民の集会機能を含めた「コミュニティ・センター」に発展させた。同年度の大蔵コミセンの設置から昭和63年度の大久保北コミセンの設置までで13中学校区全てにコミセンを設置した。

また、小学校区コミセンの設置も昭和54年度から着手し、平成16年度の魚住小コミセンの設置により、28小学校区全てにコミセンが設置された。

さらに、地域の中でコミュニティ活動がより発展していくため、コミセンが活動拠点となり地域支援できるよう、平成18年度から所管を教育委員会事務局から市長部局（現市民協働推進室）に移し、特に小学校区コミセンへの職員の配置や開館時間の拡大などの充実を図った。

平成24年度の組織再編により、協働のまちづくりの拠点である小学校区コミセンについては市民協働推進室が所管し、総合的に生涯学習を推進していく場となっている中学校区コミセンについては、生涯学習センターの所管とした。

(2) コミセン設立当初の状況

産業経済の進展に伴う急激な社会構造の変化と人口構造の変化は、明石市においても地域社会の分解を生み、人間性疎外や連帯意識の希薄化を促していった。他方、人々の価値観が多様化するに伴って、様々な活動が住民の間に生まれた。

明石市では、これらに対応していくために、「コミュニティの形成」を市政の柱の1つとして、積極的にまちづくりを目指していった。その施策の具体計画の1つとして生まれたのが、コミセンの整備であった。

- ① 市民の健康の増進
- ② 余暇活動の健全育成
- ③ 住みがいのあるまちづくり
- ④ 少年クラブ活動の振興（社会クラブの育成）

が、主な目的であった。

明石市の人口（国勢調査）

年次	人口	増加率
昭和45年	206,561	-
昭和50年	234,945	13.7
昭和55年	254,869	8.5
昭和60年	263,363	3.3
平成2年	270,722	2.8
平成7年	287,606	6.2
平成12年	293,117	1.9
平成17年	291,027	△0.7
平成22年	290,993	0.0

3 コミセンの位置づけと役割

コミセンは、設置当初から「住民の生涯学習施設」と「コミュニティづくり推進施設」の2つの役割を持って地域住民に利用されてきた。

しかし、超高齢化社会の到来や人口構造の変化、団塊世代の地域回帰、快適安全安心のまちづくりなど、地域を取り巻く環境の変化の中で、明石市は「協働のまちづくり」を市政の柱に据え、その事業の推進のため、平成18年度から所管を教育委員会事務局から市長部局に移し、当初の役割、目的を持ちながら、中学校区コミセンと小学校区コミセンの新たな機能分担を行い、施設の充実を図り、「協働のまちづくり推進事業」の中核施設として再スタートを切った。

平成24年度からは中学校区コミセンに関する事務を市民協働推進室から生涯学習センターに移し、生涯学習の総合的な推進を図っている。

(1) 中学校区コミセンの役割、目的

- ① 生涯学習、文化・スポーツ活動の場
- ② 地域住民の親睦、交流の場

(2) 小学校区コミセンの役割、目的

- ① まちづくり活動の場
- ② 行政サービスの場
- ③ 文化・スポーツ活動の場

4 コミセンの施設概要

コミセンは、当初、学校内・体育館階下方式を採用してきたが、各コミセンの開設時における施設状況の違いから、現在では「学校内・併設施設」「学校内・独立施設」「学校隣接・独立施設」がある。

(1) コミセンの専用施設

- ① 中学校区コミセン
「事務室」「教養室」「和室」「調理室」「スポーツ場」を備えている。
- ② 小学校区コミセン
「事務室」「会議室」などを備えており、兵庫県の「県民交流広場事業」も活用し、「協働のまちづくりの拠点」としての施設設備の充実を図っている。
- ③ 学校施設の活用
専用施設のほか、学校教育に支障のない範囲で「学校体育館」「運動場」「武道場」「図書室」などを併用している。

(2) コミセンの開館時間

- 平日・土曜日 午前9時～午後9時
- 日曜日 午前9時～午後5時
- ※ 小学校区では、平日・土曜日の開館時間が午前9時～午後9時と午後3時～午後9時のコミセンがある。

※ 平日・土曜日の午前から開館している小学校区コミセン

平成18年度	松が丘小、王子小、藤江小、大久保南小、魚住小
平成19年度	明石小、鳥羽小、貴崎小、谷八木小、二見北小
平成20年度	林、沢池小、高丘西小、江井島小、錦が丘小
平成21年度	大久保小
平成22年度	朝霧小、山手小、清水小
平成23年度	人丸小、錦浦小、二見小

(3) コミセンの休館日

- 毎週月曜日
- 祝日（日曜日と重なれば開館）
- 年末年始（12月28日～1月4日）

5 コミセンの管理と運営

コミセンは地域と行政の双方の協力で管理運営されていくことを前提としており、コミセンごとに地域の各種団体の代表などで構成された「コミセン運営委員会」が設けられている。

運営委員会の主な役割

- ① 施設の使用に係る調整及び指導
- ② 主催事業の計画、立案及び実施

6 コミセンの活動内容

(1) 協働のまちづくり推進事業

- ① 地域住民のまちづくり活動の拠点となる役割
コミセンは地域の自治会や諸団体の活動拠点として、各種地域づくり活動への支援、協力を行っている。
また、地域住民の交流事業として、諸行事やイベントの場となっている。

② 行政サービス等の場

身近な場所で地域行事情報、学習情報、各種行政情報などを提供している。

(2) 生涯学習活動の場

① 中学校区コミセンでは、主催講座教室や行事などを行い、地域住民に学習機会を提供している。

② 小学校区コミセンでは「スポーツクラブ21」、中学校区コミセンでは「登録サークル」などを中心に、自主的な文化・スポーツ団体の活動の場となっている。

(3) その他の役割

① 災害時や緊急時の地域対応施設として、避難施設や地域の自主防災組織の拠点となっている。

② 中学生、小学生との世代間交流の場や中学校クラブ活動の場となっている。

(4) 利用状況

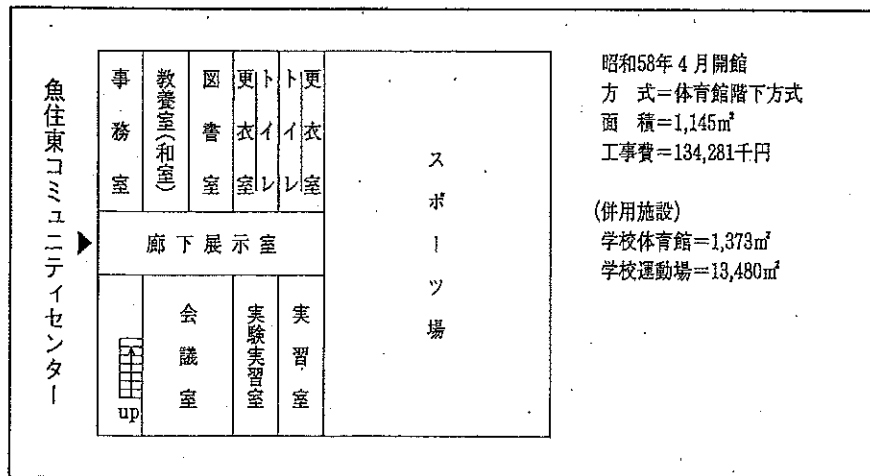
平成25年度の全コミセンの利用状況（うち28小学校区コミセン）

延べ61,407回の利用（延べ30,899回）

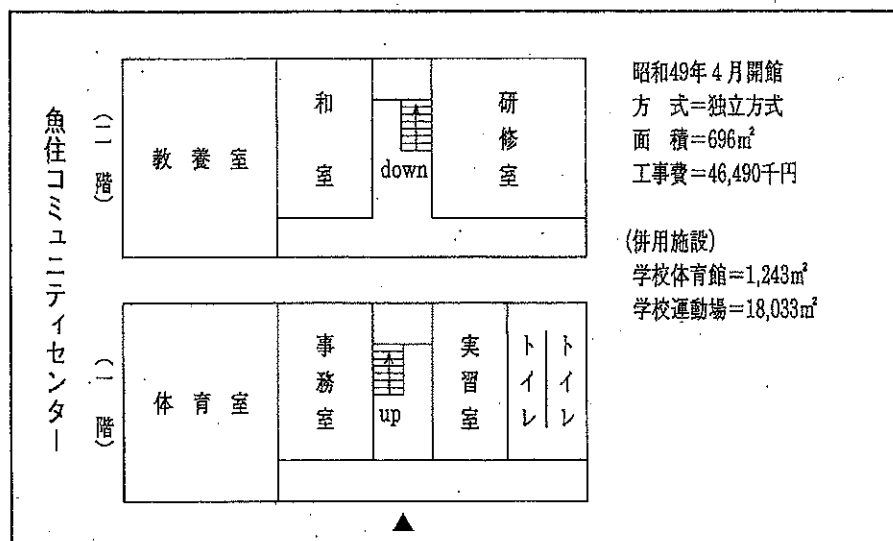
延べ1,129,764人の利用（延べ619,020人）

7 コミセンの施設例

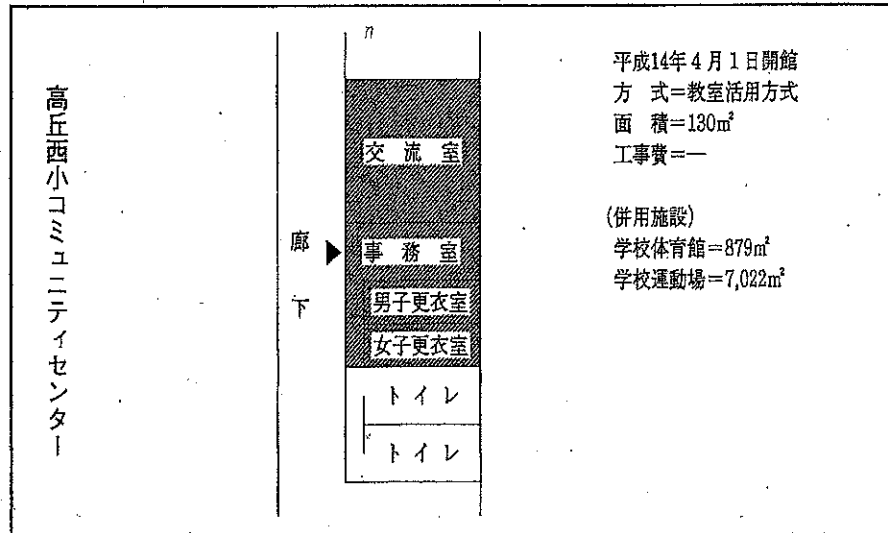
（中学校区コミセン体育館階下方式）



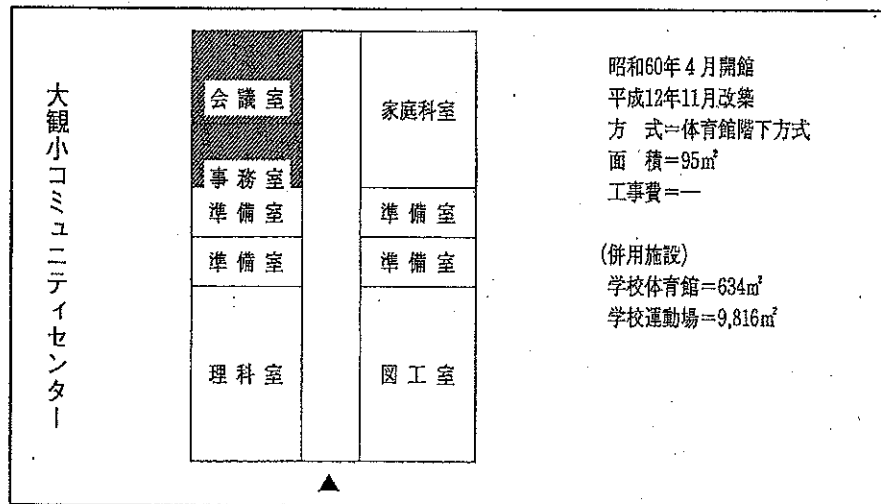
(独立方式)



(余裕教室活用方式)



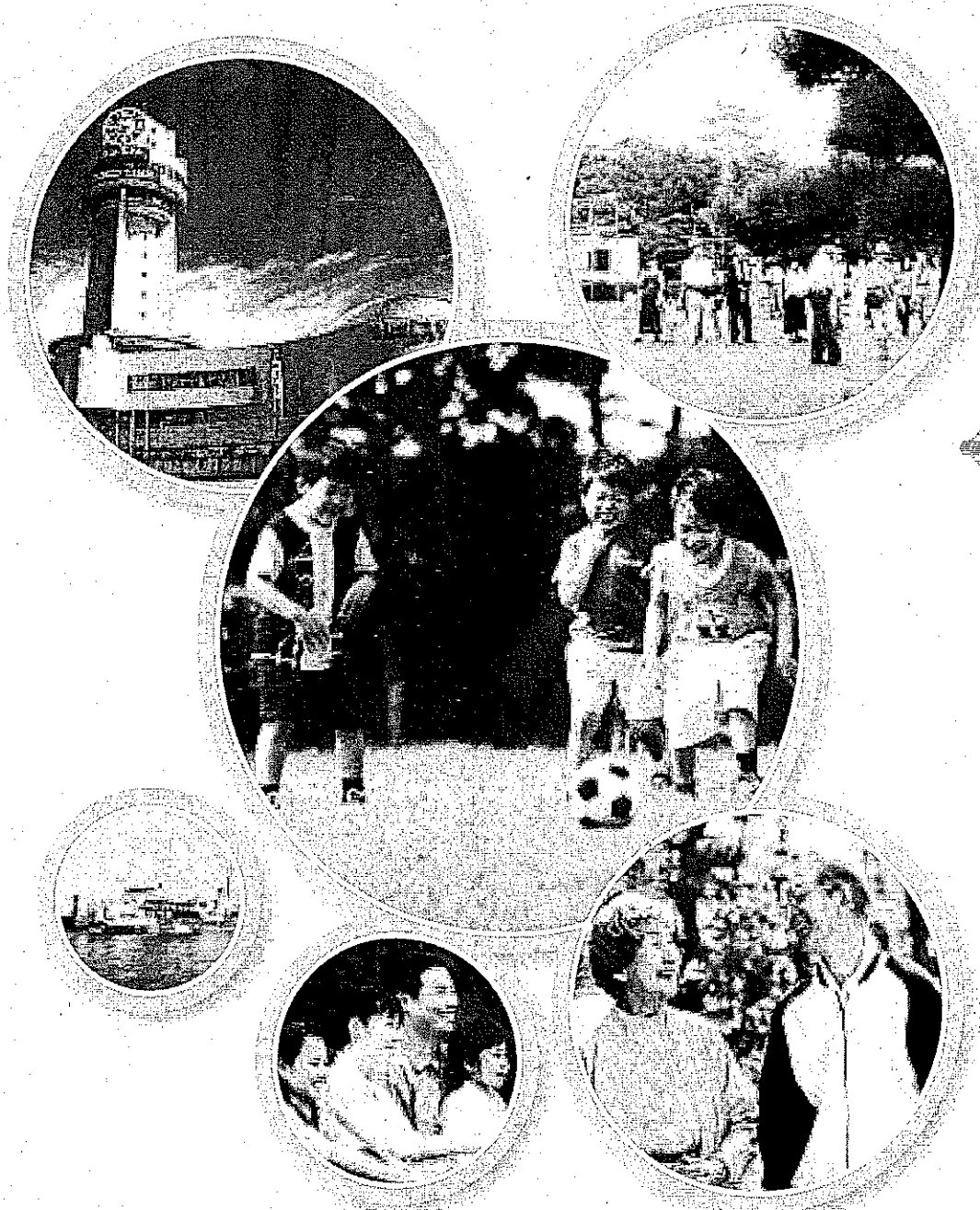
(小学校区コミセン 体育館階下方式)



「協働のまちづくり」 推進に向けて

— 協働のまちづくりに関する基本的な考え方 —

地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造



「協働のまちづくり」推進に向けて
— 協働のまちづくりに関する基本的な考え方 —

平成18(2006)年3月
明石市

平成18(2006)年3月
明石市

V コミュニティ・センターのあり方について

1 現状と課題

(1) コミュニティ形成

コミュニティ・センター（以下「コミセン」という。）は、昭和47年（1972）から年次的に開設され、現在、市内の13中学校区、28小学校区の全てに設置されています。

その設置目的は、「コミュニティ形成の場」と「生涯学習の場」です。一般的には、後者への満足度は高く、前者の目的が十分に果たされていないとの指摘があり、長年、その対応が求められてきました。

(2) スポーツクラブ21

スポーツクラブ21は、法人県民税超過課税を財源とした県補助事業として実施し、本市では、平成13年度から平成17年度にかけて全小学校区コミセンに設置しました。

スポーツクラブ21が小学校区コミセンに加わったことにより、コミセンとの関係、特に、既存のコミセンサークルとスポーツクラブ21の運営のあり方が課題となっている地区があります。

(3) 超高齢社会の到来

超高齢社会の到来、人口構造の変化、団塊世代の地域回帰など、地域を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。コミセンのあり方は、ただ単にコミュニティづくりという視点だけでなく、団塊の世代などを始めとする多くの高齢者が、地域社会のなかで、市民と市の協働をどのように進めていくか、また、公共サービスをどのように進めていくかという視点からも考える必要があります。

2 地域活動の単位とその拠点

(1) 地域活動の単位（範囲）

地域活動の単位は、小学校区、中学校区、広域（市民センター）が考えられますが、現在、地区の連合自治会など小学校区を単位とした地域組織が中心となって活動が展開されています。国においても、コミュニティ活動の範囲は「例えば、小学校の通学区域」としており、県の参画と協働の施策における地域も、「概ね小学校区」とされています。

このような状況からも、地域活動の単位は、その成果を身近に感じられる範囲で、地域に住む全ての市民がまちづくりに参加しやすい小学校区を単位とするのが適切です。

地域活動の単位を小学校区にすることで、全市的な立場で見ると数が増えるというデメリットもありますが、地域から見ると、より地域の特性に応じたきめ細かいま

ちづくりが期待できるメリットがあります。

もちろん、地域の活動は、必ずしも小学校区と等しくなっていない地域もありますが、原則として、小学校区単位としていくことが、新たな協働のまちづくりを考える上において適切であると考えます。

(2) 地域活動の拠点

地域活動の原則的な単位を小学校区として、まちづくりを進めていくためには、まず、その活動の拠点的な機能を有する施設、人材が必要です。本市においては、すでに小学校区コミセンが全ての校区に設置されており、実態に即した活用と充実を進めていくことが効率的な事業推進になると考えます。

3 中学校区コミセンと小学校区コミセンの役割、機能分担

中学校区コミセンと小学校区コミセンは並列の関係にありますが、その対象範囲、施設、設備、職員の配置数等に違いがあります。小学校区を単位としたまちづくりを進めるためには、その役割、機能分担を明らかにしておく必要があります。

(1) 中学校区コミセンの役割

中学校区コミセンにおける生涯学習活動に対する市民の満足度は高いものがあります。超高齢社会への対応も含めて、生涯学習活動の充実は重要なテーマであり、中学校区コミセンは、地域においてその大きな役割を担っています。中学校区コミセンは、今後、さらに生涯学習活動の機能を中心とし、まちづくりに貢献する施設として発展していくことが求められています。

また、まちづくりにおいては、小学校区コミセンとの連携や、中学校区を単位とした地域組織と連携していくことは、当然、必要なことです。

<中学校区コミセンの目的>

- ① 生涯学習（スポーツ・文化）・・・各種学習講座、サークル活動
- ② 地域住民の親睦、交流の場・・・交流会、行事
- ③ その他・・・・・・・・・・災害等、非常時の対応施設

(2) 小学校区コミセンの役割

小学校区コミセンは、地域の身近なまちづくりの場として、市民だけでなく市も関わり、市民と市の協働のまちづくりを進めるための拠点施設としていきます。

また、小学校区コミセンが、従来のコミセン活動に加え、新たなまちづくりの場としての施設であることを市民に周知するためには、施設の目的をイメージする名称に変更することも考えられます。しかし、コミセンという名称は、長年、地域において親しまれた名称であり、名称変更については、地域の意見を大切にしながら検討することが適切であり、今後の課題です。

＜小学校区コミセンの目的＞

- ① まちづくり活動の場
.....会議、交流、活動、地域情報、福祉情報、団体の事務所
- ② 行政サービスの場
.....市情報の提供、各種相談の窓口、地域団体との連携
- ③ 生涯学習（スポーツ・文化）活動の場
.....スポーツクラブ21運営方式
- ④ その他

(3) 小学校区コミセンの管理と運営

小学校区コミセンがまちづくりの場、行政サービスの場として活用されるための基本的な施設、職員などの管理は、市の責務であり、まちづくり活動の一環である小学校区コミセンの運営主体は地域です。したがって、学校教育に支障のない範囲、学校との連携の中で、小学校区コミセンが活発に利用され、まちづくりに結びつくかどうかは、地域の関わり方が大きな鍵となります。

(4) 小学校区コミセンにおける行政サービス

身近な地区において、行政サービスを受けられることは、市民にとって利便性の向上につながります。特に、超高齢社会を考えると、望まれるサービスでもあります。今後、市民ニーズの把握に努めながら、どのような行政サービスが可能か、市の関係部署において、研究する必要があります。

現在、考えられるサービスとしては、地域福祉、行政情報、行政巡回相談、出前講座などがあります。

4 小学校区コミセンの整備

(1) 整備、充実

現状の小学校区コミセンが、まちづくり活動を行う拠点として、その機能を発揮するためには、施設や人員配置の面でも整備、充実していく必要があります。しかし、小学校区コミセンの施設については、関係者の合意を得られた地区から、年次的に、活用に向けた整備を図っていくことが適切です。

(2) 開館時刻

小学校区コミセンの開館時刻は、タウン・ミーティングでの要望もあり、中学校区コミセンと同様の午前9時からの開館が望まれています。しかし、児童の安全確保の問題や学校授業との兼ね合いなど、地区において考え方の違いもあり、これらの合意を得られた地区から順次、開館していくことが適切です。また、午前9時開館により、どのような使い方ができるのか、実験的な取り組みや検証を行う必要があります。

(3) 学校施設の有効活用

短期的には、児童数増加の学校もありますが、長期的には少子化の進行によって、学校施設に余裕が生じることが予想されます。今後、学校教育とまちづくり活動との連携を進めていく一つとして、学校施設の特別教室などを、まちづくり活動の施設として併用していくことが効果的です。

この学校施設の活用により、多くの市民は、学校は児童の教育の場だけでなく、地域の大切な施設としても理解するとともに、子どもの安全確保にもつながることが期待されます。

(4) 地域内にある公共的施設との連携

地域のまちづくり活動の場を、全て小学校区コミセンで対応するのは不可能です。一方、地域内には、自治会集会施設などの公共的施設（中学校区コミセン、学校園施設、保健福祉施設、文化施設など）があり、これらとの連携が必要です。

5 コミセンサークル活動とスポーツクラブ21活動

(1) 現状と課題

スポーツクラブ21は、小学校区コミセンの場におけるコミセン活動の一つですが、この小学校区コミセンとスポーツクラブ21との関係が、十分に理解されていない地区があります。具体的には、「小学校区コミセンがスポーツクラブ21に置き換わる。」また「小学校区コミセンとスポーツクラブ21が並列の関係にある。」などです。

また、大きな課題に次のようなものがあります。

- ・従来のコミセンサークルとスポーツクラブ21の関係
 - ・スポーツクラブ21の県補助が終わったあとの運営方法
 - ・コミュニティ推進組織、コミセンの運営組織、スポーツクラブ21の運営組織の関係
- これらの調整は、最終的には地域で議論し、実践していくこととなりますが、市においても、地域任せでなく、原則的な方向を明確に示し、地域とともに解決に向けて努力する必要があります。

(2) 原則的な方向

① 小学校区コミセンの中のスポーツクラブ21

スポーツクラブ21は、小学校区コミセンの場での活動であり、コミセン活動の一環としての位置づけです。

② 小学校区コミセンのスポーツ・文化活動とスポーツクラブ21の一元化

スポーツクラブ21を所管する教育委員会では、「小学校区コミセンにおけるスポーツ・文化活動（サークル活動）は、スポーツクラブ21の運営方式（会員制等）に切り替えていき、将来的には一元化していく。」とする見解を示しており、その方向をめざしていきます。

6 コミセン運営委員会の役割等

(1) 中学校区コミセン運営委員会

中学校区コミセン運営委員会は、生涯学習活動を中心とした運営を通じ、まちづくりに貢献することに努めます。そのためには、主体的な企画力、運営能力が必要であり、そうした運営委員会の構成が必要です。

(2) 小学校区コミセン運営委員会

小学校区コミセン運営委員会の主な役割は、コミセン施設の運営のみではなく、コミセン運営を通して行われる「まちづくり活動」も大きな部分を占めています。

一方、地域には、まちづくり活動推進を本来の設置目的とする「コミュニティ推進組織」が存在しています。このように、これら二つの組織が、地域内に同じ役割を担う組織として並存する場合は、かえって地域に混乱をもたらすこととなります。そこで、組織的に円滑かつ効率的な運営を行っていくためには、コミュニティ推進組織を地域のまちづくり代表組織とし、まちづくりの実現をめざすコミセン運営部門を担う組織として小学校区コミセン運営委員会を位置づけることが望ましいと考えます。

7 生涯学習、コミセンサークルの活動

(1) コミセン主催講座等

協働のまちづくりにおいては、市民の主体性が重要です。そのためには、多くのまちづくり事例を学ぶ、あるいは個人の技能を高める機会を創出することが必要であり、こうした生涯学習での分野において中学校区コミセンの果たす役割は大きいと考えます。

したがって、中学校区コミセンが主催する講座等は、まちづくり実践活動に生かされていくような内容であることが望まれます。

(2) コミセンサークル活動

コミセンサークルにおいて個人の技能を高めることは、本人の生きがいを高めるだけでなく、地域に還元することを目的としています。

特に、高齢社会の現在、元気高齢者の身近な生きがいの場として、自らの学習を通じて異世代とのふれあいの場、地域連帯の場となっており、利用者にとっては、欠かせない活動の場となっています。

なお、コミセンサークルの運営においては、一部利用者の独占・排他的な利用となることなく、開かれたサークルとすることが大切です。

8 コミセン施設利用のルール

(1) 施設利用

会議室等の使用において、地域団体は、臨時的な使い方が多く、使いたいときに使えないとの意見があります。そのため、地域公共利用の優先を徹底させ、特定の週や曜日は、サークル活動を制限するなど工夫が必要ですが、利用しようとする団体においても、定期的、計画的な利用を考えることが必要です。また、小学校区コミセンの午前中の活用や、地域内の自治会集会施設等との連携も必要です。

(2) 使用料

コミセンの使用料についての減免は、条例、規則で定められています。コミセンサークルは社会教育関係団体に位置づけられ、減免することができるとなっていますが、今後、この減免をどのように取り扱うかは課題であり、研究していく必要があります。

9 コミセン所長の役割と職員の選任

(1) 所長の役割と配置

コミセン活動における所長の役割は大きいものがあります。

中学校区コミセン所長においては、特に、地域調整力と生涯学習における企画力が求められています。

また、小学校区コミセンにおいても所長の配置が望ましく、その所長は、市民的な感覚を持ち、地域と市とのパイプ役や、コーディネートができる能力が求められます。

(2) 選任

所長、職員の選任については、「地域採用」か「行政採用」かの意見がありますが、現状は、「行政採用」としています。地域によって考え方に相違があることから、当面は、「行政採用」としますが、将来的には、職員採用も含めて、運営をどのような形態にするのが望ましいか、地域と市において検討していく必要があります。

10 コミセンの所管

(1) 所管の考え方

コミセンの所管については、将来を見据え、地域の公共サービスをどのように進めていくのか、コミセンに何が求められているかを考慮し、関係部署での十分な議論がまず必要です。

その具体策として、コミセンの管理運営を市長部局に移管させることが、一つの方法として考えられていますが、市民にわかりやすく、混乱が生じないような調整、課

題整理が必要です。

(2) 移管の課題整理

- ① コミセン運営の基本的な考え方は、「住民主体での運営」であり、そのためには、市民の理解が不可欠です。
- ② 市民の側においても、この移管はただ単に、行政組織内での移管ということではなく、まちづくりを市民自らが行っていく拠点施設としてコミセン(特に小学校区コミセン)を理解していく必要があります。
- ③ 市長部局がコミセンを所管した場合、「生涯学習」をどのような視点で進めていくのか、明らかにしておく必要があります。
- ④ 教育委員会において、市民の生涯学習(社会教育)の展開を、どのように進めていくのか、明らかにしておく必要があります。

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例
に関する提言書

平成 27 年 (2015 年) 7 月

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会

5-2 協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備

協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備を定めることで、小学校区単位のまちづくりをより円滑に、かつ、高度に進めることが可能になると考えます。

(1) 協働のまちづくり推進組織への支援

- ① 市は、協働のまちづくり推進組織に対して、まちづくりに必要な支援を行う。

検討委員会の考え方

まず、協働のまちづくり推進組織に必要な支援を行うという大前提を規定する必要があると考えます。

(2) 地域間のネットワークづくり

地域間の差を解消するために、地域間のネットワークづくりを支援していく必要があると考えます。

- ① 市は、全ての地域が等しく協働のまちづくりの推進に取り組めるように、地域間のネットワークづくりに努める。

検討委員会の考え方

検討委員会では、自分たちだけではまちづくりが進められない地域も出てくるのが想定されるので、このような地域と他の地域との地域間の差を解消するために、もう少し大きな視点のネットワークを構築し、その中で地域間の差を調整するような仕組みを検討する必要があるのではないか、という意見がありました。

地域間の差を解消し、全ての地域が等しくまちづくりに取り組めるようにするための手法の一つとして、地域間のネットワークづくりは有効であると考えました。

具体的には例えば、市民同士が情報を発信し合って共有できるような、連絡会的なネットワークなどを構築するといった取組みが考えられます。



(3) 協働のまちづくり推進拠点の充実

- ① 市は、コミセン施設の整備および機能の充実に努める。

検討委員会の考え方

明石市自治基本条例第19条では、協働のまちづくりの拠点を小学校区コミュニティ・センターと定めていますが、この拠点の整備や充実に努めていく必要があると考えます。

